道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」
指定管理者選定委員会選定要領

第１　趣旨

この要領は、宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１８年宇陀市条例第７号、以下「指定手続等に関する条例」という。）第１２条の規定により設置する宇陀市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）について、道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」の指定管理者の候補者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　総則

（１）対象施設

道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」

（２）選定委員会の委員

宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成１８年宇陀市規則第７号）第４条に規定する選定委員会の組織は、別表のとおりとする。また、委員長及び委員については、市長がその都度任命する。

なお、委員報酬等については、宇陀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１８年宇陀市条例第４４号）第２条及び第５条の規定による。

（３）選定の基準

選定及び審査の基準は、指定手続等に関する条例第４条の規定に基づき、次のとおりとする。

ア．利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

イ．公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ．公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ．公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

オ．その他市長等が別に定める事項

第３　審査及び選定

（１）指定管理者の候補者の選定

選定委員会は、指定手続等に関する条例第２条の規定による公募に応じて、指定手続等に関する条例第３条の規定による申請をした団体のうちから、審査の結果、申請内容が最も優れていると認めるものを指定管理者の候補者として選定する。

（２）審査及び選定の方法

ア．通則

選定は、申請団体の名称を明らかにした上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書、その他の書類（以下「提出書類」という。）による第１次審査及び当該団体による面接審査を

踏まえた第２次審査の２段階審査を経て行うものとする。

イ．第１次審査（書類審査）

すべての申請団体について、提出書類をもとに形式及び内容の審査を行い、第１次審査通過団体として、選定委員会の審査の結果、数団体を選定する。

ウ．第２次審査（面接審査）

第１次通過団体について、提出書類の内容に関するプレゼンテーションを受け、引き続き質疑応答を行う。この場合の順序は、申請受付順によることとする。すべてのプレゼンテーション及び質疑応答が終了した後に審査を行い、指定管理者の候補者として１団体を選定する。

エ．審査基準

審査基準については選定委員会において決定し、各項目について５段階評価により１点から５点までの点数を付すことにより審査及び採点を行う。

オ．審査及び選定の手続

第１次審査・第２次審査ともに、審査基準に基づき申請団体ごとに審査、採点を行う。

①第１次審査においては、審査基準の項目ごとに審査し、委員の合議により第１次　審査通過団体として選定する。

②第２次審査においては、申請団体ごとにプレゼンテーション及び質疑応答を経て審査を行い、各委員が個別の採点を行った後、審査基準の項目ごとに集計した点数を委員数で除して得た数値（小数点以下第２位を四捨五入する。以下「評点」という。）を算出し、その合計の最も高い団体を指定管理者の候補者として選定する。

ただし、評点の合計が過半数に満たない場合又は評点の小計のいずれかが満点の１０分の３に満たない場合は、失格とする。

③第２次審査において、評点の最も高い団体が２以上あるときは、委員の合議により、申請内容の総合評価を行い、最も優れていると認めるものを指定管理者の候補者として選定する。

④申請団体が少数の場合は、選定委員会の判断により、書類審査と面接審査を併せて行うことができるものとし、この場合の手続きは前記②・③で行うこととする。

第４　選定結果の報告・公表等

委員長は、選定委員会において審議した内容及び選定結果を市長に報告するものとする。

また、選定結果については、すべての申請団体に通知するとともに、市のホームページにおいて、その概要を公表する。ただし、公表することにより、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しないものとする。

【審査基準】

審査項目	採点				
項目１．利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。　【２０点】	小計【　　点】				
（１）施設の現状を正しく認識し、運営及び維持管理の両面から今後のあり方について具体的かつ適切な提案がなされているか。	５	４	３	２	１
（２）自主事業計画など利用促進の内容は適切か。	５	４	３	２	１
（３）利用者の要望の把握及び実現策は適切か。	５	４	３	２	１
（４）苦情処理及び危機管理（防災・防犯・その他緊急時対応）の体制は整備されているか。	５	４	３	２	１
項目２．公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。　【２０点】	小計【　　点】				
（１）関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、法令遵守が見込まれるか。	５	４	３	２	１
（２）地元雇用や市内業者の活用などの配慮がなされているか。	５	４	３	２	１
（３）公の施設の効用について十分理解しているか。	５	４	３	２	１
（４）指定管理者制度について十分理解しているか。	５	４	３	２	１
項目３．公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。　【１５点】	小計【　　点】				
（１）総合的に収支計画が適切で、管理運営の効率化や経費削減が図られる見込みがあるか。	５	４	３	２	１
（２）利用促進を含む収入増加のための方策は適切か。	５	４	３	２	１
（３）管理運営経費の設定に無理はないか。	５	４	３	２	１
項目４．公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。　【２０点】	小計【　　点】				
（１）法人等の基盤が安定し、経営状況に問題はないか。	５	４	３	２	１
（２）指定管理業務に係る職員体制（基本方針・人員配置・処遇及び職員研修等）は十分なものか。	５	４	３	２	１
（３）法人等の管理実績が良好であるなど、必要な管理運営業務が期待できるか。	５	４	３	２	１
（４）建物や設備など、修繕費用を抑制するための施策はあるか。	５	４	３	２	１
項目５．その他の市長等が別に定める事項　【２５点】	小計【　　点】				
（１）公の施設を管理・運営する者として熱意や意欲、責任が感じられるか。	５	４	３	２	１
（２）宇陀市の主要施設として、市や地域住民等との連携及び協力により、宇陀市の活性化が期待できるか。	５	４	３	２	１
（３）商業、観光の拠点として地域振興に積極的な役割を果たすと期待できるか。	５	４	３	２	１
（４）近接する松山地区等周辺地域、施設との連携について積極的な役割を果たすと期待できるか。	５	４	３	２	１
（５）宇陀市外からの誘客に対して、積極的な役割を果たすと期待できるか。	５	４	３	２	１
合計点数	/100 点				

※採点基準

５点・・・優　４点・・・やや優　３点・・・普通　２点・・・やや劣　１点・・・劣

別表

道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」に係る指定管理者選定委員会委員

氏　名	職種または役職名	備考
フジムラ　ムツミ 藤村　睦美	弁護士	委員長
イノウエ　トシフミ 井上　俊文	中小企業診断士	
シマムラ　ショウジ 嶋村　省志	税理士	
オカモト　ヨシヒロ 岡本　良寛	特定社会保険労務士	
ヨシモト　ケン 吉本　健	南都銀行榛原支店　支店長	
コウノイケ　アキヒデ 鴻池　昭英	宇陀市副市長	

（順不同、敬称略）